

事務連絡
令和6年7月5日

都道府県

各 指定都市 生活保護担当課 御中

中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）」
の一部訂正等について

日頃より、生活保護行政の適正実施にご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記については、一部記載に誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただくほか、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）における様式の一部改正を予定しておりますので、別添のとおり当該様式案をお示しします。

御了知の上、管内市町村への周知にもご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

- 「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）」（令和6年6月6日社援発0606第5号厚生労働省社会・援護局長通知）の一部訂正について

<新旧対照表中 改正後欄>

該当箇所	訂正後	訂正前
別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法の2（2）	片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。	片道16メートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
別紙第4号の4 はり・きゅうの施術料金の算定方法の2の注（2）	片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。	片道16メートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

<新旧対照表中 改正前欄>

該当箇所	訂正後	訂正前
別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法の2(3)	片道 16 <u>キロ</u> メートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。	片道 16 <u>メ</u> ートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
別紙第4号の4 はり・きゅうの施術料金の算定方法の2の注(3)	片道 16 <u>キロ</u> メートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。	片道 16 <u>メ</u> ートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

○ 医療扶助運営要領における様式の改正案について

医療扶助運営要領における様式第26号の1、第26号の2、第26号の3について別添様式案のとおり今後改正を予定しておりますので、あらかじめお示しします。